

令和6年度第2回「ワンチームとやま」

連携推進本部会議（web）次第

日 時：令和6年8月28日（水）

16時00分～17時30分

場 所：web会議

（県側会場）

富山県防災危機管理センター

5階大会議室

1 開 会

2 知事あいさつ

3 議 事

（1）令和6年連携推進3項目の進捗状況について

（2）クマによる人身被害防止対策について

（3）県、市町村の行政課題等について

4 報告事項

5 閉 会

配付資料

資料1 こども医療費助成の拡充等について

資料2 令和6年度連携推進3項目の進捗状況について

資料3 クマによる人身被害防止対策について

資料4 令和6年度本部会議スケジュール

参考資料1 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定について

参考資料2 熱中症対策としてのクーリングシェルターの指定について

参考資料3 交通事故防止対策

参考資料4 特殊詐欺等被害抑止対策

「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

1. 市町村等（17名）

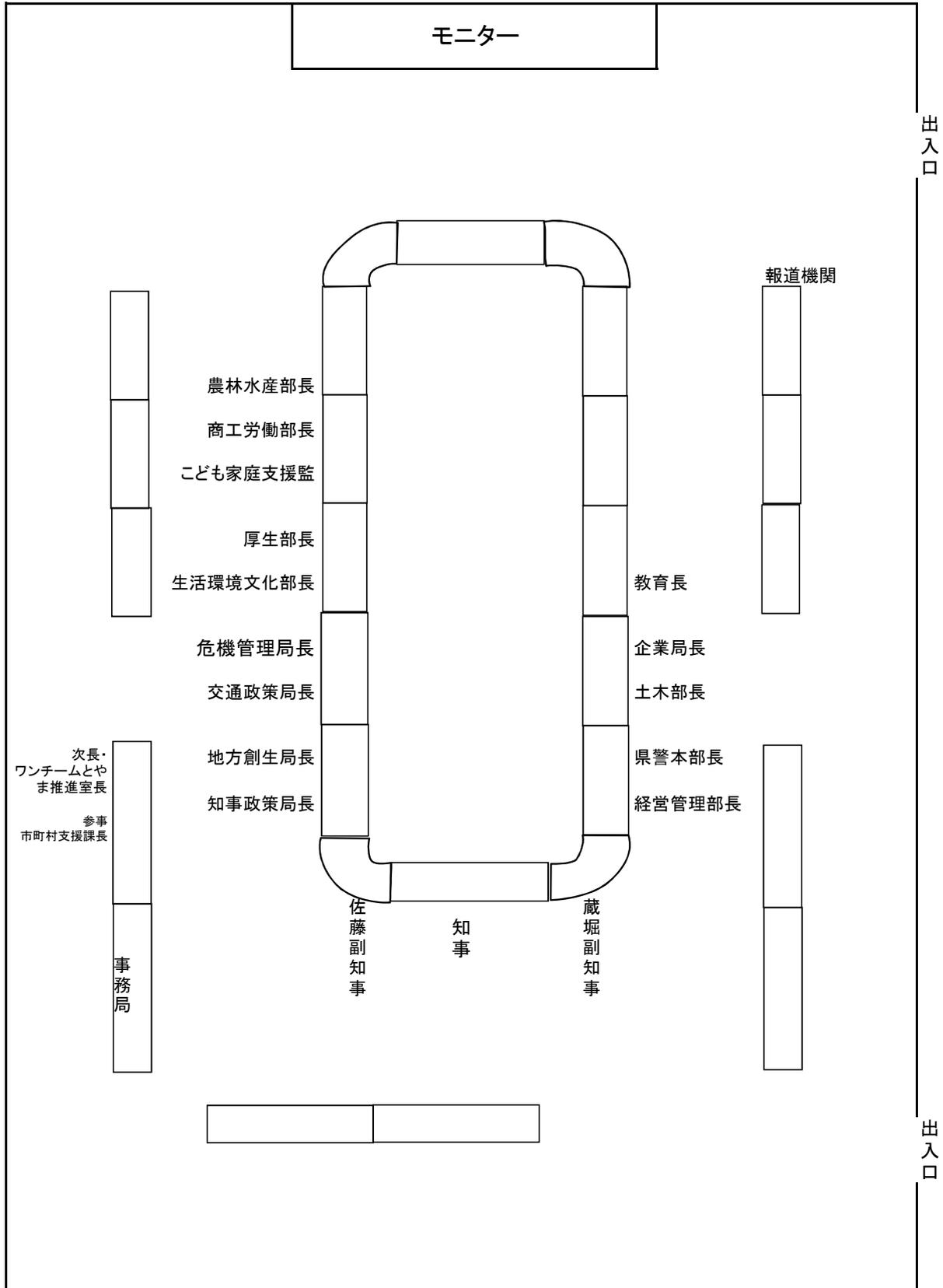
富山市長	藤井 裕久	
高岡市長	角田 悠紀	
射水市長	夏野 元志	
魚津市長	村椿 晃	
氷見市長	林 正之	
滑川市長	水野 達夫	（代理：柿沢副市長）
黒部市長	武隈 義一	
砺波市長	夏野 修	
小矢部市長	桜井 森夫	
南砺市長	田中 幹夫	
舟橋村長	渡辺 光	
上市町長	中川 行孝	
立山町長	舟橋 貴之	
入善町長	笹島 春人	
朝日町長	笹原 靖直	
市長会事務局長	牧田 栄一	
町村会常務理事	利川 智	

2. 県（19名）

知事	新田 八朗	
副知事	蔵堀 祐一	
副知事	佐藤 一絵	
教育長	廣島 伸一	
県警本部長	高木 正人	
知事政策局長	川津 鉄三	（代理：滑川知事政策局次長）
危機管理局長	武隈 俊彦	
地方創生局長	田中 雅敏	
交通政策局長	田中 達也	
経営管理部長	南里 明日香	
生活環境文化部長	竹内 延和	
厚生部長	有賀 玲子	
こども家庭支援監	松井 邦弘	
商工労働部長	山室 芳剛	
農林水産部長	津田 康志	
土木部長	金谷 英明	
企業局長	牧野 裕亮	
ワンチームとやま推進室長	福島 潔	
参事・市町村支援課長	林原 泰彦	

令和6年度第2回「ワンチームとやま」連携推進本部会議(Web) 配席図

日時: 令和6年8月28日(水) 16時~17時30分
場所: 富山県防災危機管理センター5階大会議室



令和 6 年 8 月 28 日

こども医療費助成の拡充等について（方針案）

県と市町村が連携して、こども・子育て施策の充実に取り組むため、以下のとおり見直しを行う。

1 こども医療費助成の拡充等

小学生の医療費については、未就学児の医療費と同水準である実態を踏まえ、県助成の対象年齢を小学生まで拡充するなど、以下の表のとおりとする。

区 分		R3年度まで	前回見直し (R4年度からの拡充)	今回見直し方針案 (R7年度からの拡充案)
所得制限		あり	<u>なし</u>	なし
対象 年齢	入院	未就学児まで	未就学児まで	<u>小学生まで</u>
	通院	3歳児まで	<u>未就学児まで</u>	<u>小学生まで</u>
自己 負担	入院	1,200円/日	1,200円/日	<u>なし</u>
	通院	530円/日	530円/日	<u>なし</u>
補助割合		1/2以内	1/2以内	<u>4/10以内</u>

2 未就学児のインフルエンザ予防接種助成の移管

県が実施している未就学児を対象とするインフルエンザ予防接種助成については、市町村へ移管し、現在、市町村で行っている小学生以上を対象とする助成と合わせ、一体的な運用を行う。

3 実施時期等

令和7年度から実施予定

連携事項名 こども・子育て施策の連携・強化

資料2

提案市町村:高岡市、射水市、魚津市、砺波市、南砺市、県

対象市町村:全市町村

県担当課:こども家庭室

◎ R6年度の取り組み事項

- こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進
 - ・社会全体でこども・子育てを支え合う機運醸成
 - ・こどもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映
- 出産・子育て支援
 - ・切れ目ない子育て支援
 - ・こども医療費の助成(現行:県乳幼児医療費助成制度)
 - ・保育士や放課後児童支援員等の人材確保
 - ・病児・病後児保育の広域化、ICT化
- 様々な困難を抱えるこどもへの支援
 - ・こどもの居場所づくりの推進
 - ・こどもの相談・支援体制の整備
 - ・ヤングケアラーへの支援

◎ 協議スケジュール・取り組み内容

項目	2024(R6)年度												R7年度 (以降)	当面の目標
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
出産・子育て支援 ①切れ目ない 子育て支援	①子育て支援アプリの供用開始(R6.3~)						子育て支援アプリによるポイント制度の導入 (子育て応援券からの移行)						新規事業者の 拡大	ポイント制度の 円滑な導入
②こども医療費	②市町村・関係機関との協議、方針案の整理等										必要に応じて県・市町村で予算要求		方針に基づく実施	R7年度からの 実施
③保育士等人材 確保	③潜在保育士確保に向けた保育補助者雇用促進事業の実施								効果の検証・協議				県、市町村等 の更なる連携	県・市町村によ る連携事業の 実施
④病児・病後児保 育の広域化等	④協定内容等調整		協定締結・広域受入開始						利用状況調査・情報共有					
様々な困難を抱え るこどもへの支援	こどもの居場所づくり支援事業・こども食堂応援事業の実施								効果の検証・協議				県、市町村等 の更なる連携	県・市町村に よる連携事業 の実施
	ヤングケア ラー支援ガイ ドラインの周知	ヤングケアラー支援ネットワーク会議や研修会等の実施										効果の検証・協議		県、市町村等 の更なる連携

◎ R6年度の取り組みの進捗状況

項目	進捗	評価	今後の取り組み等
<p>こどもまんなか社会の実現に向けた取組の推進</p>	<p>①社会全体でこども・子育てを支え合う機運醸成 ・子育て家庭がお出かけしやすい環境づくりへの支援</p> <p>②こどもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映 ・こどもの意見を聴く機会の創出</p>	<p>概ね順調</p>	<p>①社会全体でこども・子育てを支え合う機運醸成 ・事業の進捗状況を踏まえ、連携策について協議</p> <p>②こどもや子育て当事者の意見聴取、施策への反映 ・事業の進捗状況を踏まえ、連携策について協議</p>
<p>出産・子育て支援</p>	<p>①切れ目ない子育て支援 ・子育て支援アプリ「とみいくフレフレ」(3/27供用開始)により、子育て家庭に向けた各種支援情報の随時配信 ・「とみいくデジタルポイント」に係る新規事業者の開拓</p> <p>②こども医療費の助成 ・見直し・拡充に向けた準備</p> <p>③保育士や放課後児童支援員等の人材確保 ・潜在保育士確保に向けた保育補助者雇用促進事業や放課後児童健全育成事業の実施</p> <p>④病児・病後児保育の広域化、ICT化 ・病児・病後児保育利便性向上事業の実施 7月から病児・病後児保育の広域受入の開始予約等の手続きをインターネットで行うためのシステム導入への支援</p>	<p>概ね順調</p>	<p>①切れ目ない子育て支援 ・10月からの「とみいくデジタルポイント」の円滑な導入に向けた準備 ・「とみいくデジタルポイント」に係る新規事業者の開拓 ・事業の進捗状況を踏まえ、更なる連携策について協議</p> <p>②こども医療費 ・見直し・拡充に向けた準備</p> <p>③保育士等人材確保 ・事業の進捗状況を踏まえ、更なる連携策について協議</p> <p>④病児・病後児保育の広域化、ICT化 ・広域受入の利用状況調査、情報共有 ・事業の進捗状況を踏まえ、更なる連携策について協議</p>
<p>様々な困難を抱えるこどもへの支援</p>	<p>①こどもの居場所づくりの推進 ・こども食堂応援事業の実施(R5.7月:47箇所→R6.7月:73箇所) ・こどもの居場所づくり支援事業の実施</p> <p>②こどもの相談・支援体制の整備 ・こども総合サポートプラザ(仮称)の整備</p> <p>③ヤングケアラーへの支援 ・ヤングケアラー支援対策事業の実施 ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣 ヤングケアラー関係研修会の開催支援</p>	<p>概ね順調</p>	<p>①こどもの居場所づくりの推進 ・事業の進捗状況を踏まえ、更なる連携策について協議</p> <p>②こどもの相談・支援体制の整備 ・こども総合サポートプラザ(仮称)の整備 ・市町村相談支援機関との連携策について協議</p> <p>③ヤングケアラーへの支援 ・ヤングケアラーに関する普及啓発(チラシ・ポスターの作成) ・事業の進捗状況を踏まえ、更なる連携策について協議</p>

連携事項名 災害対応・危機管理体制の連携・強化

提案市町村: 全市町村

対象市町村: 全市町村

県担当課: 防災・危機管理課

◎ R6年度の取り組み事項・協議スケジュール・取り組み内容

① 防災意識の普及啓発の強化

- ・津波ハザードマップや日頃からの備えについて住民への周知の強化

② 能登半島地震での課題に対する対応策の検討

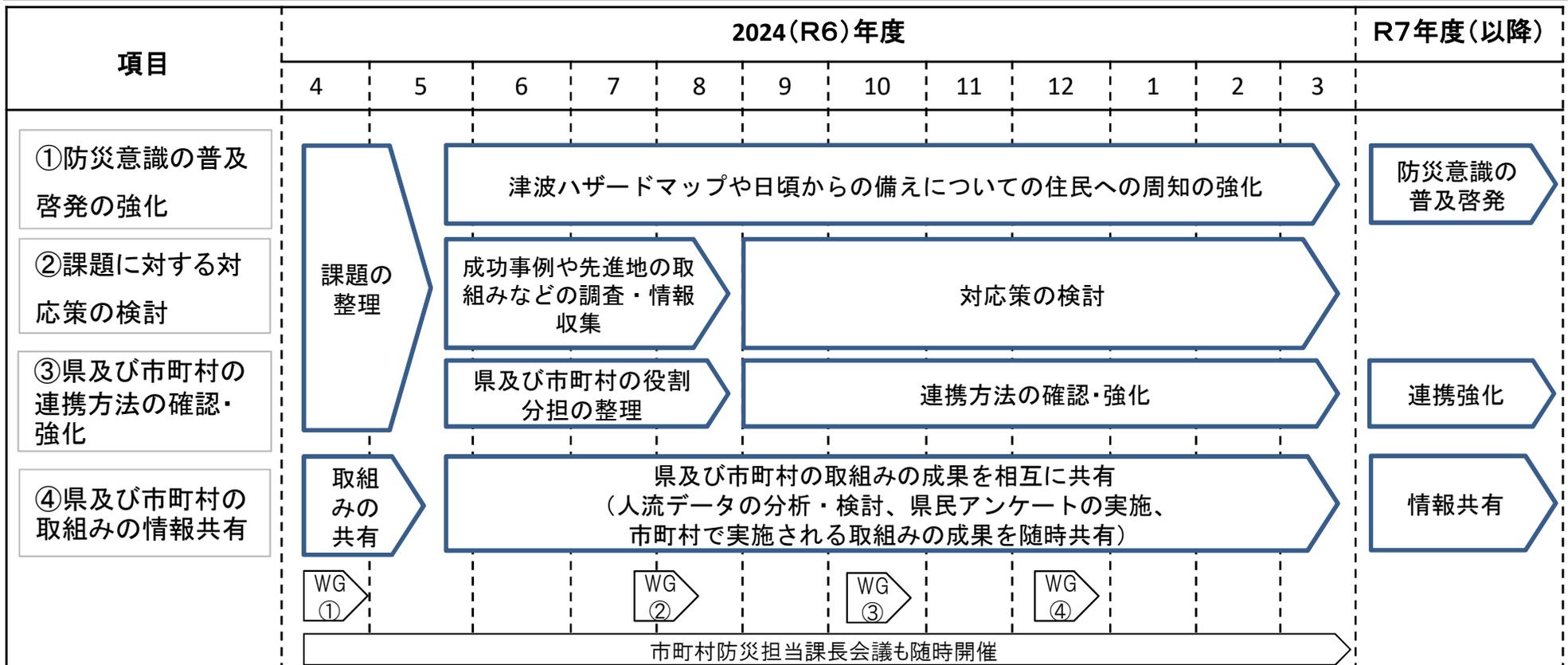
- ・課題の整理、対応策の検討
- ・市町村での成功事例や先進地の取り組みなどの調査・情報収集

③ 県及び市町村の連携方法の確認・強化

- ・大規模災害発生時の県及び市町村の役割分担の整理、連携方法の確認・強化

④ 県及び市町村の取組みの情報共有

- ・県及び市町村が令和6年度から実施する取組みの内容及び成果について相互に共有



◎ R6年度の取り組みの進捗状況

項目	進捗	評価	今後の取り組み等
①防災意識の普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の養成 ・県や市町村の出前講座やイベントにおける相互の取組みの紹介 ・連携した普及啓発について協議 	①概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士の養成及びスキルアップ研修により地域の防災リーダーとして防災意識の普及啓発ができる人材を育成 ・県、市町村及び住民等による防災訓練の実施 ・県・市町村でのアンケートや人流データの分析結果を活用した出前講座やHPによる普及啓発や、啓発物(リーフレット等)の作成検討。
②課題に対する対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村の課題の整理 ・課題に対する対応策について協議 	①概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村の課題についての対応策の協議及び実施 ・県や国の実証実験の結果や先進地の取組みを共有(マイナンバーカードを活用した避難者情報の管理等)
③県及び市町村の連携方法の確認・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県から市町村へのリエゾン派遣や、県と市町村が連携した被災市町村への応援体制の構築について協議 	①概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・県から市町村へのリエゾン派遣体制や、県と市町村が連携した被災市町村への応援体制の構築及び訓練の実施 ・デジタル技術の活用等による情報共有の円滑化(災害対応時におけるWeb会議での情報共有など)
④県及び市町村の取組みの情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや人流データの分析、解錠対策、実証事業等の県及び市町村の取組みの情報共有 	①概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村の取組みの情報共有

連携事項名 観光再始動に向けた受入体制整備

提案市町村: 射水市、小矢部市、県

対象市町村: 全市町村

県担当課: 観光振興室

◎ R6年度の取り組み事項・協議スケジュール・取り組み内容

●インバウンド対応を含む受入環境整備

- ・「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業を通じて、高付加価値な観光地域づくりを推進
- ・観光庁補助事業等を活用し、インバウンドを含む受入環境整備

●観光資源の磨き上げ・旅行商品造成

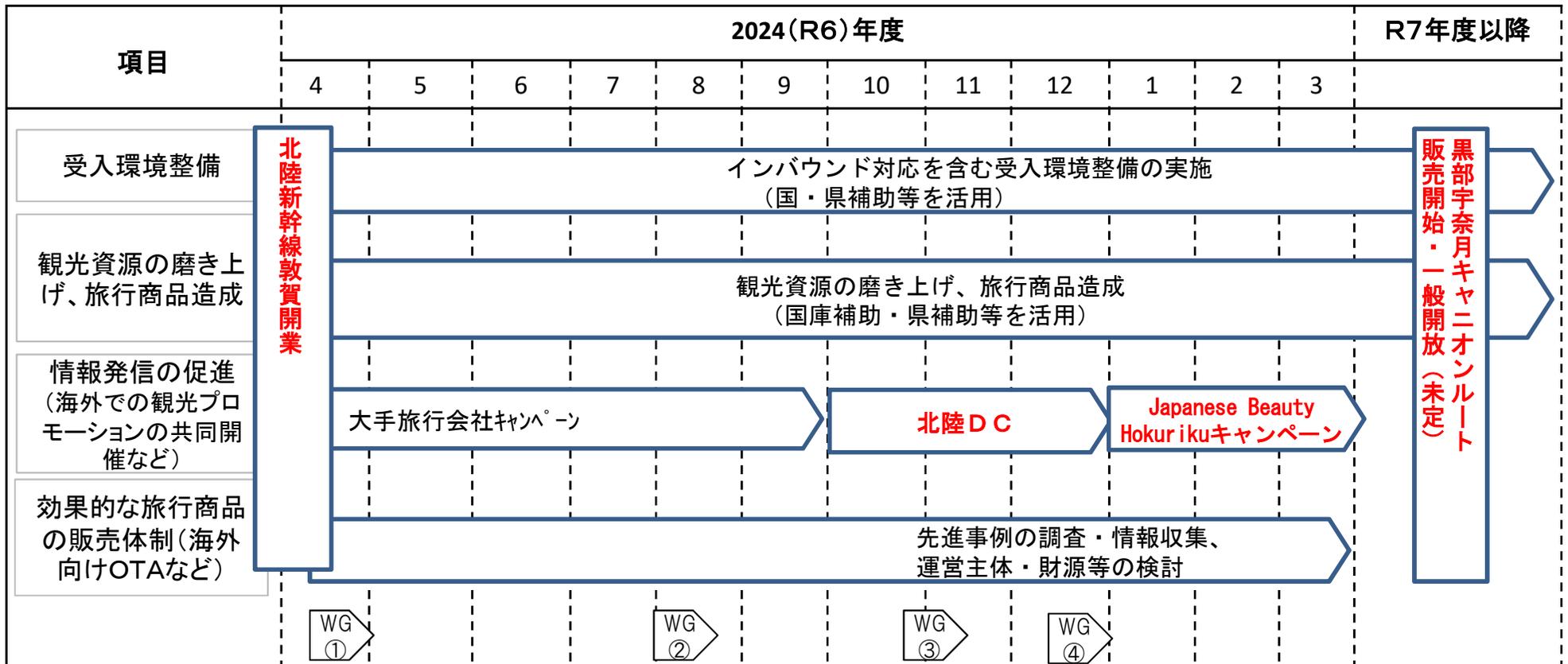
- ・観光素材の再集約、磨き上げ、新規造成
- ・JRグループ・旅行会社と連携した販路拡大と利用促進

●情報発信の促進

- ・北陸DC等の効果を最大化、継続させるための効果的な情報発信
- ・近隣県や市町村、観光協会などと連携し、海外からの誘客に向け共同でプロモーション(東アジア・東南アジアや欧州において、海外旅行博へ出展、ファミトリップ等)を実施

●効果的な旅行商品の販売体制(海外向けOTAなど)

- ・海外向けOTA販売体制の整備に向けた検討
- (例)インバウンド向け着地型旅行商品のブラッシュアップや試験的販売、海外向けOTA販売に向けた伴走支援、販売体制の検討



北陸新幹線敦賀開業

黒部宇奈月キャニオンルート
販売開始・一般開放(未定)

◎ R6年度の取り組みの進捗状況

項目	進捗	評価	今後の取り組み等
<p>インバウンド対応を含む受入環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」モデル観光地 →富山を含む北陸エリアとして採択(R5.3) ・観光庁補助事業の採択状況(主なもの) 【特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業】 ①富山県「祭りで富山を元気に！」 ②富山県「特別な場所での特別な体験！建設史に残る偉業と難工事の歴史を辿るツアー」 ③(一社)射水市観光協会(内川ナイトクルーズ等) ・インバウンド需要の動向について情報共有 	<p>概ね順調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「モデル観光地」事業について、インバウンド高付加価値旅行者誘客に携わる国内外のエージェントへのヒアリングやセールス、北陸エリアへのファミトリップ、商談会参加、地域の現状や課題調査等を実施 ・引き続き、観光庁補助事業や県の「持続可能な観光地域づくり補助金」などを活用して、回復する観光需要に対応した受入環境の整備を進めていく。
<p>観光資源の磨き上げ・旅行商品造成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光庁補助事業(上述のとおり) ・市町村、DMOと連携して北陸DCに向けた観光素材の磨き上げ、旅行会社等へ提案 	<p>概ね順調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸DCの開催(10月～12月)、開催に向けた準備 ・北陸DC後を見据えた、とやま観光推進機構と市町村の連携による観光素材の磨き上げ
<p>情報発信の促進(海外での観光プロモーションの共同開催など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DC実行委員会において、DC期間中に実施するイベントの企画・調整、出展者の募集(4月～) ・北陸観光PR会議(6月) ・海外の旅行博等への出展 中国、台湾、香港、シンガポール ・市町村や観光協会も使用可能な宣材写真の制作(4～6月) 	<p>概ね順調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸DC(10月～12月) ・北陸DCオープニングイベント(10/5、6 加賀市)、グルメイベント(11/3、4 氷見市) ・北陸観光PR会議(9月) ・海外での旅行博等への出展 台湾、韓国、中国、タイ、イギリス ・宣材写真の選定・活用 ・フライヤー(ミニ冊子)の制作
<p>効果的な旅行商品の販売体制(海外向けOTAなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R5の6事業者に対し、引き続き海外向けOTA掲載に向けた伴走支援 6月 市町村担当者説明会 7月 事業者向けOTA活用セミナー・ワークショップ 	<p>概ね順調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村から推薦された商品をインバウンド向け商品として造成し、既存の大手海外OTAでの販売に向けた伴走支援、販売体制の検討

富山県内のツキノワグマの出没状況等について

令和6年8月26日 現在

【表1】 ツキノワグマ出没件数(月別・年別)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R1	0	0	0	6	24	36	41	26	117	413	231	25	919
R2	5	8	0	11	33	73	44	58	86	200	77	4	599
R3	1	0	1	11	24	42	34	16	11	18	40	5	203
R4	0	2	1	12	23	64	39	18	31	22	6	3	221
R5	0	1	4	6	30	62	33	16	33	257	176	18	636
R6	2	3	5	10	32	85	43	41					221

1~8月小計
133
232
129
159
152
(221)

豊凶調査結果

ブナ	ミズナラ	コナラ
凶	凶	不
凶	不	不
並	不	不
不	不	並
不	不	不

【表2】 人身被害者数(月別・年別)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	15	0	20
R2	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	1	0	6
R3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
R4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
R5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	2	0	9
R6	0	0	0	0	0	1	0	0					1

(うち死亡1)

豊凶調査結果

ブナ	ミズナラ	コナラ
凶	凶	不
凶	不	不
並	不	不
不	不	並
不	不	不

富山県のクマ対策（令和6年度当初）

モニタリング（調査）

〔生活環境文化部〕

【新】クマ生息状況調査

1,000万円

- ・ 県内のクマの生息状況（推定個体数）を調査し、管理計画に反映（1,290頭(H26,27) 1,460頭(R1)）



〔環境省R5補正富山県分〕

【新】クマ緊急出没対応事業

420万円

- ・ GPS首輪によるクマの行動圏を調査し、被害防止対策へ活用



生息環境管理

〔農林水産部〕

【新】クマ対策緊急3箇年

森林整備事業 1,250万円

- ・ クマとの緩衝帯整備やクマの侵入を防ぐ電気柵設置などを支援



見通しを良くする緩衝帯整備

〔土木部〕

【継】県単独河川維持修繕費

1,500万円

- ・ クマの出没が増える前の時期に橋の周辺等の河川において伐木や草刈りを実施



被害防除・個体数管理

〔生活環境文化部〕

【拡】クマ対策推進事業費

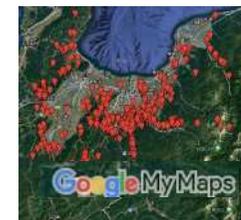
補助金 800万円

- ・ 市町村が実施するクマ対策に要する経費の支援強化
- ① 【拡】パトロールに要する経費（上限なし）
- ② 捕獲・奥山放獣に要する経費
- ③ 【拡】誘引物除去に要する経費（上限なし）
- ④ 【新】クマ出没に対応する訓練や研修に要する経費

〔生活環境文化部〕

【継】注意喚起・関係機関との連携

- ・ 「クマっぷ」によるクマ出没情報を随時更新、出没警報
- ・ 被害防止会議（春、秋）、緊急対策会議（緊急時）の開催



県HP「クマっぷ(R5)」

クマによる人身被害防止対策について(R6当初予算)

令和5年の状況	<堅果類の豊凶調査の結果> ブナ：不作、ミズナラ：不作、コナラ：不作 <出没件数> 636件 <人身被害の状況> 7件9名(内1名死亡) <捕獲の状況> 134頭
---------	--

被害防除	生息環境管理
<p>◇クマ対策推進事業補助金 800万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑧ 市町村のパトロールや資機材購入への支援 →補助限度額の撤廃 ・捕獲頭数に応じた捕獲隊員への報償金 2.5万円/頭 ・⑧ カキなど果樹の伐採等への支援 →補助限度額の撤廃 ・⑨ クマ対策の訓練等の開催にかかる費用への支援 <p>◇警察官職務執行法の適用 [警察]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅街での迅速な捕獲の推進 〈適用実績 R5 1件、R4 3件、R3 2件、R2 7件、R1 3件〉 <p>◇緊急捕獲体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予め市町村に捕獲許可証を交付し、緊急時に対応 <p>◇ツキノワグマ対策マニュアルの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、警察、猟友会等の役割の明確化 <p>◇関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生動物被害防止対策会議(年2回) <p>◇人身被害防止のための警戒体制の構築・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堅果類の豊凶調査に基づく出沒注意情報の提供 ・人身被害発生時等の出沒警報の発令、注意喚起の実施 ・ツキノワグマ緊急対策会議の開催 〈R5実績：第1回(10/10)、第2回(10/19)〉 <p>◇出沒情報地図「クマっぷ」による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃・痕跡情報を随時更新。隣県とも連携 <p>◇侵入防止柵(電気柵等)の設置 1億157万円 [農振]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12市町村 89km 〈累計(～R5) 3,549km〉 	<p>◇里山林の再生整備 1億8,997万円 [森政]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8地区 132ha 〈累計(～R5) 4,061ha〉 <p>◇⑩ クマ出沒地域における緊急3箇年森林整備 1,250万円 [森政]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備や電気柵の設置等 4地区 28ha <p>◇奥山人工林でのスギと広葉樹の混交林の整備 5,321万円 [森政]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14箇所 25ha 〈累計(～R5) 1,655ha〉 <p>◇河川敷の下草刈り・伐木 1,500万円 [河川]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県単 〈R5 27河川 45ha〉 <p>◇家畜の放牧(カウベルト)による緩衝帯の整備 25万円 [農技]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14箇所 16.7ha
	個体数管理
	<p>◇ツキノワグマ管理計画(R4～R8)の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間捕獲上限数 R6:166頭(通常時) ※大量出沒時は上限を超える捕獲可 <p>◇クマ生息状況調査の実施 1,000万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑩ カメラトラップによる個体数推定調査の実施 <p>◇クマ緊急出沒対応事業の実施 420万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑩ GPS首輪によるクマの行動圏の調査、被害防止対策への活用 <p>◇狩猟の担い手の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟ガイダンス、初心者講習会、フォローアップ研修会の実施、ライフル射撃場の使用料への補助等 ・⑩ SNSを活用した狩猟PR、狩猟体験イベントの開催 300万円 <p>◇平常年における計画的な個体数調整捕獲の可能性等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣保護管理検討委員会等で検討 <p>◇自然博物館ねいの里との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣共生管理員等との連携による各種調査研究、普及啓発の実施

クマによる人身被害防止対策について(更なる強化)

クマに関する国の動き (R6)

- 4月16日 省令が交付・施行され指定管理鳥獣にクマ類（四国の個体群を除く）が追加
→都道府県が実施するクマ対策に「指定管理鳥獣対策事業交付金」が活用可能となった
- 5月9日～7月8日 鳥獣保護管理法第38条※1の改正に関する検討会
- 7月9日 環境大臣の閣議後記者会見発言「今回の提言※2を踏まえ、環境省として、鳥獣保護管理法の改正に向けて、必要な作業を進めるよう事務方に指示した」

※1 銃猟の制限 ※2 住居集合地域等における銃猟を特例的に可能とすることなど

富山県の対応 (予定)

〔 国の交付金を活用して捕獲等を実施するにあたり、現行の「富山県ツキノワグマ管理計画」に指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲等に関する記載を追加する必要があり、現在作業を進めているところ。 〕

- 7月31日 野生生物専門部会を開催し、富山県ツキノワグマ管理計画の改定について審議
- 8月上旬～ パブリックコメント、関係機関等との協議
- 9月上旬 環境審議会に報告、公示（管理計画の改定作業終了）

9月補正予算において指定管理鳥獣対策事業交付金を活用するための予算計上を調整中



国の交付金を活用した秋のクマ対策を実施し人身被害の防止を図る

「ワンチームとやま」連携推進本部 年間スケジュール

令和2年度	R3. 1. 10	※雪害対策への協力に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 1. 19	「ワンチームとやま」連携推進本部会議設置
	R3. 2. 22	※新型コロナワクチン接種に関する臨時会議 (対面+WEB)
令和3年度	R3. 5. 14	※新型コロナワクチンの高齢者向け接種等に関する臨時会議 (WEB)
	R3. 6. 4	第1回本部会議の開催
	R3. 8. 31	第2回本部会議の開催 (WEB)
	R3. 10. 29	第3回本部会議の開催
	R3. 12. 8	※新型コロナウイルス対策に関する臨時会議 (WEB)
	R4. 1. 20	第4回本部会議の開催
	R4. 3. 4	※新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時会議 (WEB)
令和4年度	R4. 5. 16	第1回本部会議の開催
	R4. 8. 30	第2回本部会議の開催 (WEB)
	R4. 10. 17	第3回本部会議の開催
	R5. 1. 19	第4回本部会議の開催
令和5年度	R5. 5. 18	第1回本部会議の開催 (WEB)
	R5. 8. 31	第2回本部会議の開催
	R5. 11. 6	第3回本部会議の開催
	R6. 1. 18	第4回本部会議の開催
令和6年度	R6. 4. 30	第1回本部会議の開催 ①令和6年度連携推進項目の取組内容等の報告 ②令和6年能登半島地震に係る復旧・復興について
	R6. 8. 28	第2回本部会議の開催 (WEB) ①連携推進項目の取組の進捗状況等の報告 ②クマによる人身被害防止対策について
	R6. 11. 下旬	第3回本部会議の開催 ①連携推進項目の取組の中間報告 ②個別協議事項
	R7. 1. 中下旬	第4回本部会議の開催 ①令和6年度連携推進項目の取組結果報告 ②新年度の取組方針・項目の協議・決定 ③個別協議事項

「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定について

1 改定の趣旨

県では、平成19年3月に「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、令和2年3月に見直しを行い、この基本計画に基づき、人権教育・啓発のための取組みを進めてきました。

こうしたなか、前回の見直しから概ね5年が経過し、人権に関する法律が新たに施行されるなど、社会情勢は大きく変化し、人権問題は複雑化・多様化していることから、今般、昨年度実施した「人権に関する県民意識調査」の結果なども踏まえ、基本計画の改定を行うことといたしました。

2 改定の主なポイント

基本計画改定（R2.3）後の状況変化、「人権に関する県民意識調査（R5.11実施）」の結果を踏まえ、改定を行う。

項目	背景等
新たな感染症患者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査において、「感染者・患者、医療従事者やその家族に関する問題」への関心が9.2ポイント増加（4.5%(H30)→13.7%(R5)） 新型コロナウイルス感染症感染者の個人情報や職場を特定し、SNSなどに投稿する事件が発生
インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査において、「インターネットによる人権侵害」への関心が11.7ポイント増加（48.6%(H30)→60.3%(R5)） 個人のSNSの利用状況が1.2倍に増加（69.0%(R1)→80.0%(R4)） テレビ番組に出演していた俳優がSNS上で誹謗中傷を受け、亡くなった事件が発生
パートナーシップ宣誓制度の普及・啓発、性の多様性に関する理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査において、「性的指向に関する問題」への関心が6.4ポイント増加（10.9%(H30)→17.3%(R5)）、「性自認に関する問題」への関心が4.8ポイント増加（9.6%(H30)→14.4%(R5)） パートナーシップ制度を導入する地方自治体が増加（9団体(H30)→328団体(R5.6)） LGBT理解増進法が2023年に制定され、国や地方自治体、事業者等の役割が定められ、国民の理解の増進等に努力することとされている。
災害に起因する人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査において、「風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権問題」への関心が12.5ポイント増加（17.2%(H30)→29.7%(R5)） 令和6年1月1日に能登半島地震が発災
その他の重点課題	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画改定後の人権課題に対応する法整備等 令和5年度実施の県民意識調査の結果 など

3 改定スケジュール

7月18日(木)	第1回富山県人権教育・啓発推進懇話会 実施済
	関係機関及び団体からの意見聴取（改正のポイントについて） 実施済
10月上旬	第2回富山県人権教育・啓発推進懇話会（素案について）
10～11月頃	パブリックコメント、市町村及び関係団体からの意見聴取（素案について）
1月頃	第3回富山県人権教育・啓発推進懇話会（修正案について）
3月頃	基本計画の改定・公表

熱中症対策としてのクーリングシェルターの指定について

1 熱中症の発生状況

気象庁が発表した7月から9月の3か月予報では、全国的に厳しい暑さになることが予測されており、県内でも8月9日までに延べ7回の熱中症警戒アラートが発令されるなど、熱中症対策の危険性が高まっている。

県内における8月4日までの熱中症による緊急搬送の状況は347件であり、8月6日には熱中症の疑いで1名がお亡くなりになっている。

2 県内におけるクーリングシェルターの指定状況

気候変動による熱中症リスクに備えるため気候変動適応法が改正され、①重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に環境大臣が「熱中症特別警戒アラート」を発令すること、②「熱中症特別警戒アラート」発令時等に、誰でも休息できる施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として市町村が指定できることなどが定められた。（今年4月施行）

【参考】指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の基準

- ・ 適当な冷房設備を有すること
- ・ 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること
- ・ 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

※市町村の施設以外にも、協定の締結により指定が可能

7月29日時点において、すべての市町村でクーリングシェルターの指定が行われており、その総数は204か所となっている（下記のとおり）。今後、県と市町村が連携して県民への周知に努め、熱中症による被害の防止・低減を図っていく必要がある。

<施設の種類ごとの指定状況（7月29日時点）>

市町村施設	商業施設	その他施設	合計
152	49	3	204

3 県有施設の指定に関する協力

県内におけるクーリングシェルトアの指定拡大を図るため、県では6月下旬に県有施設のクーリングシェルトア指定に関する要望調査を各市町村に行い、これまで以下の6施設が指定された（または指定に向けて手続き中）ところである。

今後も要望があれば、施設管理者と必要な調整をしてまいりたい。

市町村	県有施設名	所在地
高岡市	高岡文化ホール	高岡市中川園町 13-1
高岡市	高岡総合プール	高岡市八ヶ 88-1
魚津市	新川文化ホール	魚津市宮津 110 番地
南砺市	技術専門学院砺波センター	南砺市寺家 301-1
立山町	立山博物館	中新川郡立山町芦峯寺 93-1
立山町	立山カルデラ砂防博物館	中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂 68

交通事故防止対策①

参考資料3

道路交通法の一部改正（自転車関係）R6.5.24公布

○ 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止（11月施行）

- ◆ 自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止
 - ・ 公安委員会規則の禁止行為であった「携帯電話使用等」を新たに道交法で禁止し罰則を強化
 - ・ 罰則対象外だった「酒気帯び運転」に罰則新設



携帯電話使用等の禁止



酒気帯び運転の禁止

○ 交通反則通告制度（青切符）の適用（2年「令和8年5月」以内施行）

- ◆ 自転車等の運転者がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とし、交通事故防止を図る。
 - ・ 対象年齢は、16歳以上
 - ・ 対象となる行為は、信号無視や一時不停止などの約113種類
 - ・ 反則金額は、検討中



信号無視



一時不停止

○ 改正内容の周知に向けた取組

- ◆ 自転車利用の多い中学生・高校生を重点とし、関係機関・団体と連携して、各季の交通安全運動をはじめ、あらゆる機会において、ヘルメット着用促進と併せ、交通ルールの遵守と新たなルールの周知を図る。

交通事故防止対策②

道路交通法施行令の一部改正（法定速度の見直し）R6.7.26公布

○ 改正内容（令和8年9月1日施行）

- ◆ 中央線等がない一般道路(いわゆる生活道路)の法定速度を30km/hとする。
- ◆ それ以外の道路の法定速度はこれまでどおり60km/hに維持。
- ◆ 速度規制標識がある場合には標識のとおりとなる。



法定速度が60km/hの道路（例）

○ 背景

- ◆ 生活道路に標識を設置するよりも法定速度の見直しが合理的。
※生活道路とは幅員5.5メートル未満の狭い道路のこと。国内の約7割が該当。
- ◆ 交通実態に合わせ、より安全な道路交通環境を確保する。
- ◆ 生活道路の法定速度を30km/hとする。



最高速度が現状60km/hの生活道路（例）

○ 道路管理者との連携

- ◆ 中央線等の有無が、法定速度を決定する要素の一つとなる。
※道路管理者には中央線等の維持管理に引き続き配慮をお願いしたい。
- ◆ 通学路等エリアの「ゾーン30」等については、引き続き推進する。



特殊詐欺等被害抑止対策

参考資料4

現 状

- ◆特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況（7月末）
被害件数 291件 **+105件**（前年同期比）
被害額 約10億9,000万円 **+5億円**（前年同期比）

7月単月

	6月単月	7月単月	増減
被害件数	31件	44件	+13件
被害額	167	256	+89

単位：百万円

詐欺多発非常事態宣言 （6月28日）

相談窓口の周知

- ◆お金を振り込む前の相談を呼び掛け
- ◆公共交通機関や公共施設等での広告掲出

高齢者対策

- ◆高齢者のみの世帯への巡回連絡による防犯指導
- ◆孫世代からの被害防止呼び掛け

水際対策

- ◆コンビニ、金融機関等への声掛け依頼と対応訓練の実施
- ◆金融機関への手口情報の提供による来店者への警戒依頼

特殊詐欺被害ゼロ地区運動 （7月22日 開始式）

概要

- ◆富山県安全なまちづくり推進本部では平成30年から期間中における特殊詐欺被害ゼロ（未発生）を目指す地域参加型の運動を実施
- ◆運動期間：8月1日～12月31日
- ◆参加地区：177地区

地区住民による主な取組例

- ◆のぼり旗、ポスター等掲示
- ◆啓発チラシ等の配付・回覧
- ◆住民に対する安全情報ネットへの登録推奨
- ◆警察署・交番等と連携した啓発活動への参加

富山県民だまされんちゃ 官民合同会議（8月2日）

概要

- ◆県警察では平成26年から「官民が力を合わせて、地域社会全体で特殊詐欺被害防止活動を推進する」との趣旨の下、結成
- ◆84団体（各自治体を含む）が参加
- ◆各団体が被害防止対策を推進

自治体による主な取組

- ◆通話録音装置の無償貸与事業
- ◆出前講座の実施
- ◆各種媒体を活用した住民に対する注意喚起

